

令和 7 年第 2 回（3 月）定例会

一 般 質 問 要 旨

高 浜 町 議 会

令和 7 年 第 2 回 (3 月) 定 例 会 一 般 質 問 一 覧 表

令和7年3月6日 (木) AM9:00～

令和7年3月7日 (金) AM9:00～

受付	議席	氏 名	要 旨	答 弁 者	質問時間
1	1	阪本新也	1. 道路改良について（六路谷：町道梅ヶ谷南線） 2. 水道事業中期実施計画について 3. 会計年度任用職員の育児休業制度について	町長及び関係課長	4 0 分
2	6	矢野秀夫	1. 企業誘致への対策と取り組みについて	町長及び関係課長	4 0 分
3	10	上尾徳郎	1. 社会福祉施設新築工事について 2. 社会福祉施設の施設管理・運営について 3. 関西電力使用済み燃料工程（ロードマップ）見直しと「共創会議」について	町長及び関係課長	4 0 分
4	2	井上聡美	1. 障がいの有無に関わらず参加するユニバーサルスポーツの取り組みを 2. ポイントを貯めて健康を促進するアプリの導入	町長及び関係課長	4 0 分
5	4	松岡茂和	1. 高浜町の災害、大事故等緊急時の危機管理体制は万全か 2. 積極的な未婚青年男女定住促進対策の実施について 3. 高齢者住宅建設調査の目的は何か 4. 社会福祉施設建設工事について 5. 原発事故時の避難道としてのリゾートライン整備延伸について	町長及び関係課長	4 0 分
6	14	小幡憲仁	1. 道の駅「シーサイド高浜」の大規模改修の今後の進め方について 2. 若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクトと城山公園・城山荘の再整備について 3. 高浜町における公益通報窓口の設置について 4. 体育館の空調について	町長及び関係課長	4 0 分
7	8	井上順也	1. 高浜町の上下水道配管の劣化対策推進について 2. 公衆トイレの整備、更新について 3. 婚活支援について	町長及び関係課長	4 0 分
8	11	廣瀬とし子	1. 地域医療の充実、救急体制について	町長及び関係課長	4 0 分
9	5	釣本音次	1. 防災対策について 2. 仮称高浜町社会福祉施設（建物）の契約の工期は過ぎたがどうなっているのか 3. 道の駅「シーサイド高浜」の運営について	町長及び関係課長	4 0 分

令和 7 年 第 2 回 定例会（3 月）一般質問通告書

受領No. 1

令和 7 年 2 月 1 8 日

通 告 者	議席番号	氏 名	質問所要時間 約 4 0 分
	1 番	阪 本 新 也	

質 問 の 件 名 及 び 要 旨
昨年インフラ整備状況、計画などの一般質問をしたが、本年も引き続き同様の質問をするのでよろしくお願いします。
1. 道路改良について（六路谷：町道梅ヶ谷南線）
昨年6月定例会において、国土交通省管轄である青葉改良（青葉トンネル改良工事）の進捗状況を確認したところ、地元説明会等実施し、着実に進んでいるとの事であった。合わせて区内道路計画、踏切改良計画を町独自で検討して行くとの回答を頂いている。今回当初予算を見ていると、その関連の予算計上が見当たらなかったのでは質問する。
（1）昨年11月の地元説明会資料ではトンネル出入り口から国道までのルート計画が示されていたので、国交省の計画に合わせ区内道路との接合計画を進めておくべきでは。（概略もしくは予備設計）
（2）今後の区内道路、踏切改良の年次計画は。
2. 水道事業中期実施計画について
昨年6月補正に計上されている中期実施計画作成業務（上水道センター更新）について3点質問する。
（1）民間連携（PPP）の方針決定はどのようなになったか。
（2）財政計画（概略）はどのようなになったか。
（3）年次計画は6月の答弁ではR8,R9で実施設計、R10着工、R14供用開始であったが現在の状況を問う。

3. 会計年度任用職員の育児休業制度について
会計年度任用職員は地方自治体にとっては柔軟に業務をサポートできる重要な存在であり、これまで会計年度任用職員の働き方、給与など処遇改善がはかられてきたことは大変評価したい。
「高浜町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」においては女性の会計年度任用職員が出産した場合、出産の日の翌日の日から8週間を経過するまでの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）の特別休暇の申請が出来ることとなっている。また、「高浜町職員の育児休業等に関する条例」によると会計年度任用職員も育児休業を申請する事が出来ることとなっている。いずれも任期内での事と理解している。
そこで、その様な申請ができる対象になられた方（妊婦）、子育て世代の方々にヒアリングを行い、ご意見を頂いたので、次の3点を質問する。
（1）正職員同様の育児休業制度を設けることが出来ないか。（任期をまたぐ場合の明文化等）。
（2）6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合、出産の日までの申し出た期間取得（産休）ができることになっているが、任期をまたぐ場合の対処はどの様にされているのか。
（3）同じく出産後の休暇取得が任期をまたぐ場合の対処はどの様にされているのか。

令和7年第2回定例会（3月）一般質問通告書

受領No. 2

令和7年2月19日

通 告 者	議席番号	氏 名	質問所要時間 約 40 分
	6 番	矢 野 秀 夫	

質 問 の 件 名 及 び 要 旨
1. 企業誘致への対策と取り組みについて 日本全体で人口減少が進む中、東京圏への人口集中により地方圏の経済活動の環境は輪をかけて厳しくなっている。高浜町においても同様に人口減少が進み令和4年の3月には1万人を割り込むなど歯止めがかからない状況にある。 今後は人口減少に加え少子高齢化が加速し、さらには労働力人口の減少が見込まれており、産業構造の変化、消費市場の縮小等による地域経済のさらなる縮小が懸念されている。 このような背景の中、高浜町では「第2次高浜町、まち・ひと・しごと、創生総合戦略」に基づき、移住定住の促進、雇用の受け皿の拡大、子育て支援、教育面の強化などに重点的に取り組み、2040年において8,300人の定住人口確保を目指していると認識している。交流人口や関係人口の拡大、子育て環境の充実等を図られた事で、子育て世代を中心とした移住者も増えつつあると聞いているが、若者を中心としたIターン、Uターンを検討する方にとっては、やはり就きたいと思う魅力的な仕事があるかが、大きなポイントになると考えている。 また、町の基幹産業である電力関連事業は、町の産業別人口の多くを占めており、高浜発電所の稼働状況が将来の人口に大きな影響を与える事になる。現在は町民の皆さまの理解もあり、高浜発電所4機すべてが稼働している状況にあるが、運転延長をしたとしても、廃炉へ向かって進んでいる事実、変わりはない。今後は廃炉も見据えた廃炉後の関連事業と合わせ、多様な産業構造へ向けた新たな雇用の創出が求められるのではと考えられる。 一般的に国や地方自治体が企業誘致を推進する目的は、地域経済の活性化で

[illegible]

令和7年第2回定例会（3月）一般質問通告書

受領No. 3

令和7年2月20日

通 告 者	議席番号	氏 名	質問所要時間 約 40 分
	10 番	上 尾 徳 郎	

質 問 の 件 名 及 び 要 旨
1. 社会福祉施設新築工事について 施設の本体工事が鋭意進められており、秋ごろの一部供用を目指しているとの事であったが、工事の現況をみると大変遅れているように見える。次の項目について伺う。 (1) 本体工事の現状と進捗状況は。 (2) 施設供用開始に向けたスケジュールは。 (3) 事業予算の継続・繰越しがされているが、国や県などの交付金、補助金などへの影響と起債も計画されているようだが、事業費の見通しと財源について。 (4) 施設供用開始後の瑞祥園の解体や駐車場整備、周辺道路などの整備事業の事業計画とスケジュール、グランドオープンの予定は。
2. 社会福祉施設の施設管理・運営について 施設供用開始までには指定管理を含め、入居される団体間で施設の管理・運営について協議し体制を整える必要がある。建設検討委員会では施設管理・運営に関する専門部会で協議をされたと思うが、施設の管理体制と運営方針の検討状況は。また、地域包括支援センターの業務を来年度より社会福祉協議会に委託の計画と聞くと、高齢者だけではなく地域住民の地域福祉の課題に対応する体制は。

3. 関西電力使用済み燃料工程（ロードマップ）見直しと「共創会議」について

2月13日関西電力と経済産業省資源エネルギー庁より関西電力使用済み燃料ロードマップ見直しの説明が県と立地町にあった。高浜町議会へも2月20日の全員協議会の場で関西電力と資源エネルギー庁より説明を受け、27日に原子力対策特別委員会で町長、行政との意見交換を行ったうえで、町長は立地町の首長としての見解を県に報告をされるが、その見解について伺う。また、2月10日に第7回の福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する「共創会議」が開催された。関西電力や資源エネルギー庁から地域の要望・要望事項の例を挙げて、スマートタウンの整備、海岸道路シーサイドライン、嶺南の地域医療などが挙げられている。会議で町長も意見を述べられていたが、高浜町としてこの「共創会議」で求めるのは何であるか。

令和 7 年 第 2 回 定例会（3 月）一般質問通告書

受領No. 4

令和 7 年 2 月 2 5 日

通 告 者	議席番号	氏 名	質問所要時間 約 4 0 分
	2 番	井 上 聡 美	

質 問 の 件 名 及 び 要 旨
1. 障がいの有無に関わらず参加するユニバーサルスポーツの取り組みを 昨年 1 0 月のはまなすマラソンでは、ユニバーサル部門が新設され、町民から もとてもよかったと好評を得ている。また、ニュースポーツ教室で卓球バレー を実施した時は障がいのある方も参加され、楽しかったと好評だった。嬉しい 取り組みであると同時に、これまでこのような機会がなかったのではないかと 感じている。 福井県スポーツ推進計画では、平成 2 5 年から「ユニバーサルスポーツの推 進」が挙げられて、令和 7 年度からの計画（案）でも、目指す姿Ⅰ「生涯現 役！スポーツと暮らすふくい」基本方針 1 「全世代の日常にスポーツを」基本 施策 7 項目の 1 つ「スポーツを通じた共生社会の実現」の中で具体的施策とし て挙げられている。しかし、高浜町総合計画 1 1 分野の中の「地域共生社会」 「生涯学習」にも施策は講じられていない。障害福祉計画・障害児福祉計画で も触れられていない。近隣のおおい町や小浜市などは、福祉計画の中で障がい のある方が社会参加できるようスポーツ促進の施策が講じられている。 ユニバーサルスポーツは、障害者への理解、障がいのある方の自立や社会参加 の促進、共生社会の実現を目指すには必要な取り組みであるとする。 そこで、3 点伺う。 （1）はまなすマラソンのユニバーサル部門の参加者は何名か。うち町民は何名か。 問題点や課題点は。今後、普及促進はどのように取り組んでいくのか。 （2）総合計画や福祉計画にスポーツの促進が取り入れていない理由は。 （3）ユニバーサルスポーツについて、町はどのような考えなのか。 取り組む考えはあるか。

※ユニバーサルスポーツとは 高齢になっても障がいがあっても、大人でも子どもでも、スポーツが得意な人 もそうでない人も、みんなが一緒に参加し、活動できるスポーツ
2. ポイントを貯めて健康を促進するアプリの導入 厚生労働省が昨年 9 月に発表した「令和 5 年度医療費の動向」によると、全国 の医療費総額は 47.3 兆円で前年度比 2.9％増、福井県の医療費総額は 2781 億円 で前年度比 1.1％増であった。年々増加する医療費が問題となっており、住民の 健康を維持するために多くの自治体が行っている。その一つに健康 に関する活動での健康ポイントアプリがある。多くの自治体で実施され、福井 県 1 7 市町のうち 1 3 市町で実施されている。歩いてポイント、健康診断を受 けてポイント、町の行事に参加してポイントなど、ポイント付与されるなら、 健康に気を付けている人にもそうでない無意識な層にでも効果が期待できる。 今回、高浜町では、令和 7 年度予算に健康アプリの導入が計上されている。町 民も期待しているはずだ。 そこで、6 点伺う。 （1）高浜町が考えている健康アプリはどのようなものか。導入時期は。 （2）どのような活動でポイントを付与するのか。 （3）ポイントは何と交換できるのか。（景品、買い物券、通貨など） （4）アプリは単独でスマホのホーム画面？ 「たかはま情報ナビ」の中に入るのか。 （5）スマホを持っていない人への対応は。 （6）歩数ポイントの場合、車いすの人への対応は。

令和 7 年 第 2 回 定例会（3 月）一般質問通告書

受領No. 5

令和 7 年 2 月 2 5 日

通 告 者	議席番号	氏 名	質問所要時間 約 4 0 分
	4 番	松 岡 茂 和	

質 問 の 件 名 及 び 要 旨
1. 高浜町の災害、大事故等緊急時の危機管理体制は万全か 昨年、能登地震や南海トラフ地震警報、台風、線状降水帯による豪雨、火災、原発事故、テロなど最近、いつどこで何が起こっても不思議ではない。 昨年来、町長が病気入院し、副町長の職務代理期間を終え、復帰されたが其の後、公務欠席が多くみられる。最近、役場のガバナンス低下やコンプライアンス意識の欠如が、大型事業予算執行にみられる。万一、町民の生命、財産が脅かされる事態になった時、休暇中でも職務代理を置かない限り町長は行政責任者としての的確な対応、指導力が求められる。野瀬町長不在時でも、町民が安心できる行政運営、災害対応体制ができているのか町長、副町長に伺う。
2. 積極的な未婚青年男女定住促進対策の実施について 高浜町は11年前も昨年の調査でも消滅可能都市に選ばれている。根拠は39歳までの女性、若者の流出である。原因の一つは原発関連の男性型企業ばかりで、女性・若者の魅力ある職場がないことである。今回やっと企業誘致調査と用地確保予算計上されたが、その意図は。
3. 高齢者住宅建設調査の目的は何か 令和5年に策定した住宅マスタープランにも、第9次高浜町高齢者福祉計画にも高齢者住宅の文字はなく、緑ヶ丘住宅3号棟の一部を単身高齢者用に改装されている。野瀬町長の選挙公約の言う高齢者住宅とは。町営受託入居者のアンケートにおいても住宅新設を求めるものはなく、バリアフリーや家賃値下げ要望が多い。持ち家高齢者も耐震改修の希望が多く、これらの実施が先決である。

どんな住宅を建設するかでなく、住み慣れたところでの生活、経済支援、見守り体制が必要と考える。
4. 社会福祉施設建設工事について 社会福祉施設建設工事は、瑞祥苑老朽化と以前から高浜地区に社会福祉の拠点整備が求められていたことが背景にあるが、まだ使える老人憩いの家を建て替え、社会福祉協議会が和田保健福祉センターから移転してくるに過ぎない。 行政機関も入らず、福祉団体活動施設の躯体工事に20億円、これに外構、備品、駐車場など、関連を入れると30億円を超える。この工事を一般でなく指名競争入札として9社、うち7社が辞退し、2社で行うが、落札額は設計額で有効行業者は1社入札は有効として15億円で契約、発注するも地中に障害物があると して工事が遅れ、土留め矢板工法変更、資材入手、設計要件で9か月遅れ、本体は今年2月完成予定で来年4月一部供用開始、瑞祥苑を壊し全部完成は再来年2027年4月の予定である。備品納入なども遅れるため、人件費、資材費高騰の代償は避けられなく、多額の税金の損失が発生する。瑕疵責任はだれが負うのか。工事の遅れで町民の社会福祉活動の停滞はあってはならない。どう対応されるのか。
5. 原発事故時の避難道としてのリゾートライン整備延伸について 高浜町の観光政策は海浜活用無くして考えられないが、海水浴客減の後、ブルーフラッグ認証されたが直接の観光振興にならない。国の原発策として共創会議に海岸道路延伸が今後10年間で取り組む検討項目に取り上げられたことは町のリゾートライン構想に私が以前から主張してきたことを直接知事に申し出、後日土木事務所経由で詳細説明を求められたことで、可能性が認められた。 高浜町のリゾートラインは高浜原発から県道音海中津海線でもある避難道、夷浜ロード、ハマナスロードの延伸として中寄、立石間海岸道路新設から城山、

令和 7 年 第 2 回 定例会（3 月）一般質問通告書

受領No. 6

令和 7 年 2 月 2 5 日

通 告 者	議席番号	氏 名	質問所要時間 約 4 0 分
	1 4 番	小 幡 憲 仁	

質 問 の 件 名 及 び 要 旨
1. 道の駅「シーサイド高浜」の大規模改修の今後の進め方について
道の駅「シーサイド高浜」の大規模改修は 2 月臨時会で指定管理者議案が否決され振り出しに戻った。否決の根本原因として大規模改修に D B O 方式を採用するに当たり、高浜町が道の駅に求める機能やサービスの提供や全体の事業規模が不明確な中でプロポーザルを行い事業者選定を急いだ点にあったのではないかと。
D B O 方式は、学校給食センターや清掃センターのように長期間安定的に発生する一定の業務に対し、事業者が最も効率的に運営できる施設設計と施工を行うことで効率化のメリットが期待できるが、今回のプロポーザル方法では、道の駅における業務（サービスの提供）は事業者毎に考え方が異なることになることと、将来的には設計・改修工事を行なった事業者とは別の事業者が運営することも考えられるため D B O 方式の採用が適切であったのか疑問である。
道の駅の大規模改修についてはオープン時期を最大 1 年間先送りし、道の駅の市場調査の実施や地場産業事業者、観光事業者、一般町民などのヒアリングなどを経て、専門的な分析を行い、高浜町としての明確な「道の駅」の施設の方
向性を固めるべきである。
また、運営事業者もプロポーザルによる民間事業者の手上げ方式が本当に良いのか疑問である。道の駅シーサイド高浜のスタート時点の原点に戻って、地元出資の 3 セクによる運営方法も検討すべきではないか。見解を問う。

2. 若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクトと城山公園・城山荘の再整備について
国内外から観光客を集客できるリゾートエリアの形成を目指し、福井県嶺南振興局と嶺南 6 市町が連携し、各市町への誘客施設誘致を推進するとして、若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクトの発表があった。高浜町は募集対象地として城山公園・城山荘の 34,000 m ² を示している。
このプロジェクトの誘致施設としては、宿泊施設、飲食施設等となっている。
このプロジェクトについて、これまで高浜町が進めてきた城山公園・城山荘の再整備計画との関連と併せて具体的な説明を求める。また、これまで野瀬町政において城山公園・城山荘の再整備に関する基本構想や計画などで町が支出した金額の総額を問う。
3. 高浜町における公益通報窓口の設置について
高浜町における公益通報窓口の設置を提案する。見解を問う。
地方公共団体における公益通報窓口の設置は、法的義務の遵守、透明性の向上、住民の信頼確保、不正の抑止、職員の倫理意識向上、労働環境の改善といった多くのメリットがある。適切な窓口を設置し、通報者が安心して利用できる仕組みを整えることを求める。
4. 体育館の空調について
(1) 高浜町内の空調設備が未設置の体育館について、空調設備の設置についてスポットクーラーの設置などこれまでの取り組みを問う。
(2) 今後、全ての空調設備未設置の体育館に本格的な空調設備の設置を進めるべきと考える。見解を問う。
(3) 空調が設置されている中央体育館について、地元団体の使用に限定して空調負担金を無くせないか。見解を問う。

令和 7 年 第 2 回 定例会 (3 月) 一般質問通告書

受領No. 7

令和7年2月25日

通 告 者	議席番号	氏 名	質問所要時間 約 40 分
	8 番	井 上 順 也	

質 問 の 件 名 及 び 要 旨
1. 高浜町の上下水道配管の劣化対策推進について 本年1月28日に発生した、埼玉県八潮市の交差点道路陥没事故については、約5mの陥没穴にトラックが落下し、運転手1名が未だに行方不明となっており、救助作業の消防隊員2名も負傷されている。この状況を踏まえ、当町における再発防止対策について以下の点について伺う。 (1) 当町における、上下水道配管の布設年度、点検状況、今までの道路等の陥没事故の発生状況、影響度合とその原因と対策は。 (2) 今後、八潮市と同様の事故の発生の再発（未然）防止策は。 軟弱地盤の有無、耐震化の実施状況は。 (3) 宅内引き込み側の漏水箇所探査支援、補助ができないか。
2. 公衆トイレの整備、更新について 現在、町では公衆トイレの整備について検討しているとの事であるが、その点を踏まえて以下について伺う。 (1) 町内公衆トイレの施設数、利用状況、今後の整備の方針（集約基準）は。 (2) 和田漁協事務所横設置のトイレなどは、和式タイプで現状の利用者にとって、使いづらい状況である。 洋式化など、ユニバーサルなトイレの整備ができないか。

[illegible]

令和 7 年 第 2 回 定例会（3 月）一般質問通告書

受領No. 8

令和7年2月25日

通 告 者	議席番号	氏 名	質問所要時間 約 40 分
	11番	廣瀬とし子	

[illegible][illegible]

令和 7 年 第 2 回 定例会（3 月）一般質問通告書

受領No. 9

令和 7 年 2 月 2 5 日

通 告 者	議席番号	氏 名	質問所要時間 約 4 0 分
	5 番	釣 本 音 次	

質 問 の 件 名 及 び 要 旨
1. 防災対策について
ここでは防災の際、町民の安心感を今より良くし救えるはずの命を助ける方策を考える。
1-1 能登半島地震の時、町民が中央体育館に避難しに来たのにカギが掛かっていて入れなかった。車で来た人は寒さをしのげるが、歩いて来た人は外で寒い中、待たされる事があったが改善策を提示されていたがどのようになっているか現状を聞く。
1-2 避難時の備蓄品名全てを教えてほしい。実際に無いと困るモノがないかチェックする為
1-3 新聞記事の抜粋だが「昨年元日の能登半島地震では、避難生活の疲労やストレスなどによる関連死が直接死を上回っている」と書かれているが関連死は減らす事が出来ると考える。その為には関連死の原因が分からなければ対策も打てない。記事では避難生活の疲労やストレスが原因であるがこれが一般的な認識だと思うが、これでは漠然としていて本質をとらえていない。関連死の原因は何だと考えるか
2. 仮称高浜町社会福祉施設(建物)の契約の工期は過ぎたがどうなっているのか
ここでは町民の財産である税金が無駄に使われていないかそれに公正性、公益性を質問する。
仮称高浜町社会福祉施設事業は、受注者(建築)の施工実績が3 億円しかなく5 倍の 1 5 億円規模の建築は無理がある。それに入札時、2 回入札が行われ最初の入札では設計価格を大幅に超える価格で入札したため当然入札は不成立。設

計価格が上方修正されて 2 回目の入札が行われ最終的に二社残り一社が設計価格と同じ価格、もう一社は設計価格を超える価格で入札した。設計価格を超える価格で入札する事自体落札する意思がなく何の為に入札したのか不自然である。考えられるのは2 社以上でないと入札制度が成立しない。設計価格の吊り上げと談合の疑念を持つ。この理由により仮称高浜町社会福祉施設(建物)工事施工の許可を求める議案には私だけが反対した経緯がある。
契約の詳細な取り決めである約款を見たが以下の事に対して質問する。
2-1 町民に分り易い様に極力、法律用語を使わない。発注者は町長、受注者は元請とする。
元請は契約を保証する為に公共工事履行保証証券(契約違反をして工事が未完成であっても工事を完了させる事を保証する第 4 条 4 項)と履行保証保険(契約違反で損害を受けた場合、町長は損害賠償請求できる。第 55 条 1 項 1)に加入した事を証明するものを提出する義務があるが供託された会社名或いは協会名と金額はそれぞれいくらか。
2-2 最初の契約では町長に引渡し日はいつになっていたか？ 2 回目の契約では引渡し日はいつか？
最初の契約を実行して公共工事履行保証で現在の元請を他の業者に変えて工事を完了させ、履行保証保険で損害賠償を請求すれば町として何の損害もないが、何故 2 回目の契約をしたのか？ 又、2 回目の契約をする前に重要な案件であるから議会に諮るべきであったのではないか？ 何故しなかったのか？ 契約の変更があるから公共工事履行保証証券と履行保証保険には、変更手続きが必要だが処理はどうなっているのか、変更手続きが終了したことを証明する書類はあるのか？ 建築工事が9 ヶ月遅れた原因のリストが提出されたが簡潔に説明を求む。
2-3 この仮称高浜町社会福祉施設もそうであるが町長の知り合いが受注する事が多く公正性の観点から疑念が生じるがこのことについて伺う

